平成11年総務庁告示第88号（租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件）の一部を改正する件（告示）の概要

1　告示の趣旨

本告示は、租税特別措置法等の関係規定により、人口集中地区に所在する譲渡資産又は買換資産について設けられている課税の特例（税制上の優遇措置）を受けるためには、当該資産が人口集中地区に所在する旨を総務大臣が証する書類が必要であるとされていることから、そのための申請手続を定めているものである。

なお、このように総務大臣の証明書を要することとされているのは、人口集中地区の区域が総務省の所管する最近の国勢調査の結果によるものとされているためである。

2　改正理由・内容

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令[注)]及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令[注)]の施行に伴い、平成11年総務庁告示第88号（以下「告示」という。）第1項及び別記様式において引用している租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）の条項にずれが生じるため、以下のとおり改正するものである。

注）改正政令及び改正省令は、令和５年４月１日施行

告示において引用している政令の条項のうち改正に係るもの

改正政令の施行後	改正政令の施行前
第25条第７項	第25条第10項
第39条の７第３項	第39条の７第４項

告示において引用している省令の条項のうち改正に係るもの

改正省令の施行後	改正省令の施行前
第18条の５第４項第３号ロ若しくはハ	第18条の５第４項第５号ロ若しくはハ
第18条の５第４項第４号ロ	第18条の５第４項第６号ロ
第22条の７第２項第３号ロ若しくはハ	第22条の７第２項第５号ロ若しくはハ
第22条の７第２項第４号ロ	第22条の７第２項第６号ロ

３　意見公募について

本件は行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号の規定に該当するため、同条第１項の意見公募は不要であり、同法第 43 条第５項に基づき公布日と同日に結果公示のみを行うこととする。

４　公布日・施行期日

令和５年３月31日公布

令和５年４月１日施行